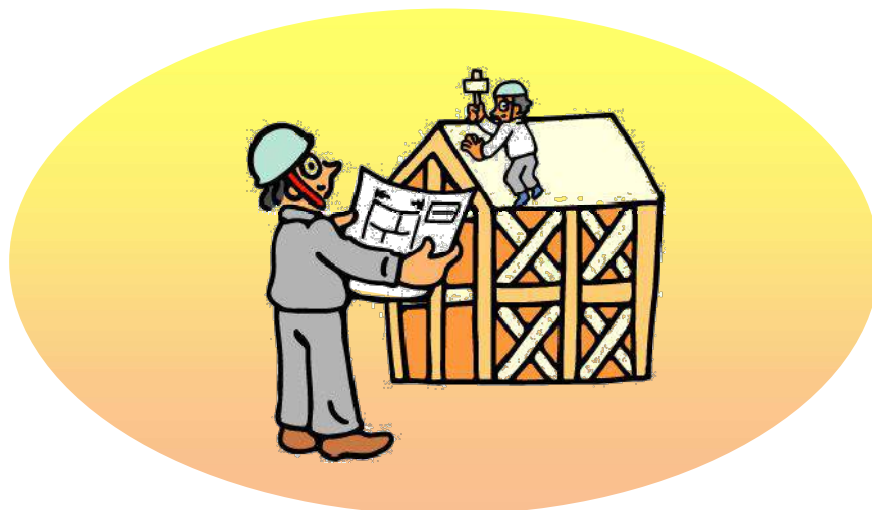


令和8年度

## 前橋市木造住宅耐震改修費等補助事業のご案内



前橋市では、地震に対する建築物の安全性の向上と倒壊リスクの低減を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、木造住宅の耐震改修、耐震シェルター等設置及び除却工事を行う個人を対象に費用の一部を補助します。

# 木造住宅耐震改修費等の補助対象

## 1 耐震改修工事・耐震シェルター等設置・除却工事

耐震改修工事	耐震シェルター等設置	除却工事
<p>一般的な耐震改修工事のことで、改修後の上部構造評点が1.0以上となる耐震性の向上を図る工事を行うこと。 ※ 耐震改修と関係のないリフォーム工事等を除きます。</p>	<p>地震により建物が倒壊しても、居住者の生命を守るための空間を確保できる部屋型又は家具型の構造物で、国土交通省又は一般財団法人日本建築防災協会及び日本総合試験所などの公的試験機関や他の都道府県（官・民（学）が連携している協議会等を含む）で確認または評価を受けたものを設置すること。</p>	<p>上部構造評点が1.0未満と評価された木造住宅、もしくは「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により倒壊する危険性があると判断された木造住宅を除却する工事を行うこと。</p>

※ 耐震性の評価は、（一財）日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法によります。  
ただし除却工事に限り、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」による評価も可能です。

## 2 補助の対象となる者

耐震改修工事・除却工事	耐震シェルター等設置
<p>①本市の住民であること。 ②木造住宅の所有者であること。 ③市税の滞納がないこと。</p>	<p>① 本市の住民であること。 ② 市税の滞納がないこと。</p>

## 3 補助の対象となる住宅

耐震改修工事・耐震シェルター等設置・除却工事 共通
<p>① 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての住宅又は併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のものであること。 ② 平屋建て又は2階建てであること。 ③ 在来軸組構法により建築されたものであること。 ③ 自己の居住の用に供する住宅であること。 ④ 耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある又は高い」と判定された住宅であること。ただし除却工事に限り、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により倒壊の危険性があると判断された住宅も対象。 ⑤ シェルター設置の場合は、1階に耐震シェルター等を設置できる住宅であること。</p>

※ 都市計画法又は建築基準法の集団規定に抵触するものを除きます。

## 4 交付対象となる経費

耐震改修工事	耐震シェルター等設置	除却工事
①設計費 ②工事費 ③工事監理費  ※耐震改修に関連しないリフォームは、補助の対象になりません。	耐震シェルター ① 装置の本体費用 ② 設置費  耐震小型シェルター ① 装置の本体費用	①工事費

## 5 補助額

耐震改修工事	耐震シェルター等設置
対象経費の4/5の額。 ただし、115万円を上限とします。	対象経費の2/3の額。 ただし、30万円を上限とします。
除却工事	
次に掲げる額のうち、いずれか低い額。ただし、97万8千円を上限とします。 (1) 住宅の除却に実際に要した費用の23/100の額。 (2) 耐震改修等相当額の23/100の額 ※耐震改修等相当額=対象の木造住宅の延床面積×39,900円	

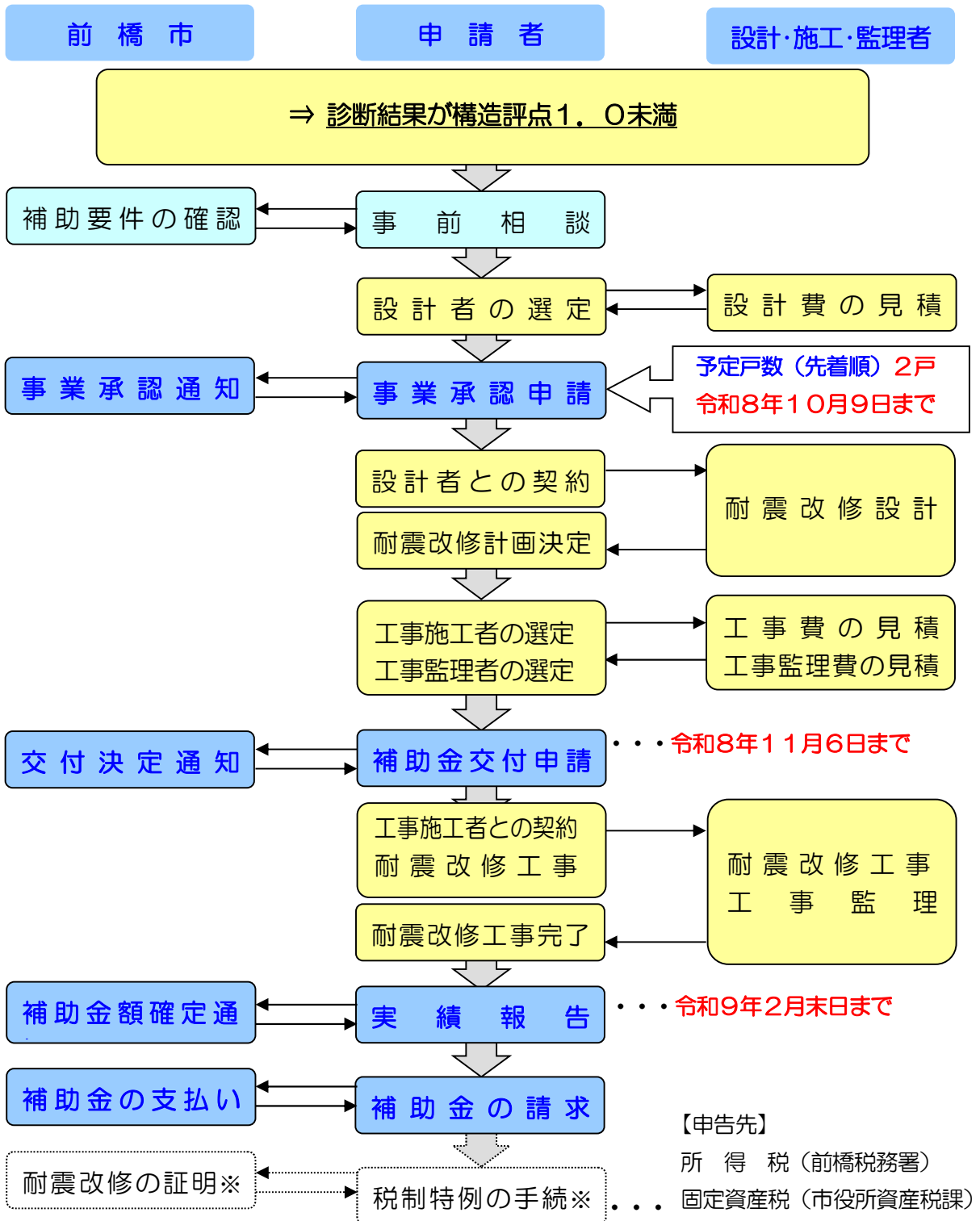
## 6 耐震改修等工事の設計・工事監理・工事施工者

- (1) 耐震改修に係る設計及び工事監理  
次に該当する建築士に依頼してください。  
「木造耐震診断資格者講習」を受講している者（※参考 国住指第959号による）、群馬県が実施する「木造住宅耐震診断技術者養成講習」を終了しているもの。  
若しくはこれらの者と同等の知識を有すると前橋市が認めた者
- (2) 工事施工者  
原則、市内業者に依頼してください。  
ただし、**除却工事**に係る施工者は次のいずれかに該当する業者に依頼してください。  
(ア) 建設業法の土木工事、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた者  
(イ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の解体工事業者の登録を受けた者

## 7 募集期間及び戸数

	耐震改修工事	耐震シェルター等設置	除却工事
募集期間	R8. 6. 10～ R8. 10. 9	R8. 6. 10～ R8. 11. 6	R8. 6. 10～ R8. 11. 6
募集戸数	2戸(先着)	1戸(先着)	1戸(先着)

# 木造住宅耐震改修費補助の手続き (耐震改修工事)



※ 固定資産税の減額措置を受ける場合は令和8年12月31日までに耐震改修工事を完了しなければなりません。

# 木造住宅耐震改修費補助に係る提出書類 (耐震改修工事)

## 1 事業承認申請

- (1) 事業承認申請書(様式第1号)、耐震改修事業計画書(様式第2号)
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 建物の登記事項証明書<sup>※1</sup>又は所有者、建築時期等を確認できる書類
- (4) 住民票の写し<sup>※2</sup>
- (5) 市税の完納証明書<sup>※3</sup>
- (6) 設計費に係る見積書の写し
- (7) 設計者の要件を確認できる書類
- (8) 建物所有者の承諾書(建物が共有名義の場合)(様式第3号)

### 【証明書交付先】

- ※1 法務局
- ※2 前橋市市民課
- ※3 前橋市市民税課

## 2 補助金交付申請

- (1) 補助金交付申請書兼誓約書(耐震改修工事)(様式第5号)
- (2) 耐震改修計画概要書(様式第6号)
- (3) 耐震改修計画図等
  - ア 付近見取図、配置図、平面図及び詳細図(建築面積、延べ面積がわかるもの)
  - イ 改修前及び改修後の耐震診断報告書
  - ウ 現地調査の写真その他の関係資料
- (4) 工事費及び工事監理費に係る見積書の写し
- (5) 工事監理者の要件を確認できる書類(設計者の要件と同じです。)
- (6) 確認済証の写し(建築確認を必要とする場合)
- (7) 設計に係る契約書の写し(設計費を補助対象とする場合)

### 【注意】

工事等の契約者は、申請者本人としてください。

## 3 完了実績報告

- (1) 実績報告書(耐震改修工事)(様式第12号)
- (2) 耐震改修実施報告書(様式第13号)
- (3) 工事写真
  - ア 工事箇所ごとに耐震改修の工事前、工事中及び完成後の状況写真
  - イ 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真
- (4) 建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し
- (5) 設計、工事及び工事監理に係る契約書の写し
- (6) 設計費、工事費及び工事監理費に係る領収書の写し
- (7) 検査済証の写し(建築確認を受けた場合)
- (8) 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領に係る委任状(様式第17号)(代理受領の場合)
- (9) 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領の委任に係る同意書(様式第18号)(代理受領の場合)

【代理受領】 補助金額分を設計・施工・監理業者が代理で受領し、申請者は、補助金の支給金額分を差し引いて業者に支払う方式です。

## 4 補助金の請求

- (1) 補助金交付請求書(様式第16号)

【注意事項】 その他市長が必要と認める書類の提出をお願いすることがあります。

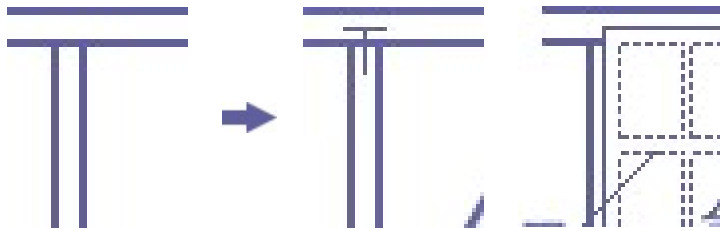
# 補助の対象となる工事について

## 1 耐震性を高めるための補強工事

耐震性を高めるために行う、次のような補強工事が補助の対象になります。

### (1) 耐震壁の増設又は補強

- ・壁を増やし、かつ、つりあいよく配置する。
- ・筋かいを入れたり、合板を張って強い壁を増やす。



【(財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」より】

### (2) 金物等による補強

- ・土台、柱、梁、筋かい等の接合を金物で堅固にする。

### (3) 基礎の補強

- ・鉄筋コンクリート基礎のひび割れを補修する。
- ・無筋基礎を補強する（鉄筋コンクリート布基礎の増打ち等）。
- ・玉石基礎等を補強する（足固め、鉄筋コンクリート打設等）。

### (4) 屋根等の軽量化

- ・瓦屋根を軽量の金属屋根等に葺き替える。

### (5) その他の耐震性や剛性を高める工事

- ・火打梁及び構造用合板等で床面の剛性を高める。
- ・ボルトの緩み調整、接合部金物の交換や追加補強等により剛性を高める。
- ・劣化、シロアリ等による被害のある部材を取替える（防腐・防蟻措置含む。）。

## 2 補強工事に伴う内外装工事

補強工事に伴い必要となる、次のような内外装工事が補助の対象になります。

- (1) 床、壁、天井、外壁等の撤去及び復旧（補強する壁から1m以内を原則とする。）
- (2) 耐震補強により取替えを必要とする建具
- (3) キッチンセット、洗面台、便器、浴槽、空調機等の既存備品の取外し、再取付
- (4) 設備の配管、配線等の切り直し
- (5) 屋根の葺き替え（下地を含む。）及び軒樋の取替（縦樋は除く。）
- (6) その他耐震補強に伴い必要となる工事

【注意】 次のような工事は、原則として補助の対象になりません。

- ・増築及びリフォーム等
- ・グレードアップによる内外装の復旧

# 住宅に係る耐震改修促進税制

※耐震シェルター等設置には適用されません※

## 1 所得税の特別控除【令和10年12月31日までに工事完了したものが対象】

昭和56年5月31日以前に建てられた住宅を、現在の耐震基準に合うように改修した場合、耐震改修工事にかかる費用に応じて所得税が軽減されます。

標準的な工事費用相当額のうち、250万円までの部分は10%（が控除され、250万円を超える場合には、超えた部分についても5%の控除を受けることができます。

なお、控除の対象となる工事費用には上限があります。

※控除の対象となる金額は、実際に支払った工事費ではなく、国が定めた「標準的な工事費用相当額」から補助金額を差し引いた後の金額が対象です。

＜木造住宅の耐震改修の標準的な費用＞

耐震改修の内容	金額	左に乘じる数値
基礎に係る耐震改修	15,400円	当該家屋の建築面積（㎡）
壁 //	22,500円	当該家屋の床面積（㎡）
屋根 //	19,300円	当該耐震改修の施工面積（㎡）
基礎、壁、屋根以外	33,000円	当該家屋の床面積（㎡）

※木造住宅以外の金額は別途定められています。

＜既存住宅の要件＞

- (1) 自ら居住の用に供していること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- (3) 現行の耐震基準に適合しないものであること。

＜問い合わせ先＞

手続き方法などの詳細については、

前橋税務署（電話 027-224-4371）にお問い合わせ下さい。

## 2 固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、工事費用が50万円を超える耐震改修工事を行った場合、申告により固定資産税が減額されます。

＜問い合わせ先＞

手続き方法などの詳細については、

前橋市役所資産税課（電話 027-898-6216）にお問い合わせ下さい。

# 木造住宅耐震改修費補助の手続き (耐震シェルター等設置・除却工事)

前橋市

申請者

業者

⇒ 診断結果が構造評点1.0未満  
 ※除却工事に限り、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により倒壊の危険性があると判断された木造住宅も対象。

補助要件の確認

事前相談

- ・耐震シェルター等の選定
- ・除却工事の施工業者選定

耐震シェルター等  
の見積  
除却工事の見積

交付決定通知※1

補助金交付申請

予定戸数(先着順) 1戸  
令和8年11月6日まで

- ・耐震シェルター等設置業者と契約
- ・除却工事の施工業者と契約

完了

補助金額確定通

実績報告

・・・令和9年2月末日まで

補助金の支払い

補助金の請求

# 木造住宅耐震改修費補助に係る提出書類 (耐震シェルター等設置・除却工事)

## 1 補助金交付申請

- (1) 補助金交付申請書兼誓約書(耐震シェルター等設置・除却工事)(様式第7号)
- (2) 耐震改修計画概要書(耐震シェルター等設置・除却工事)(様式第8号)
- (3) 前橋市木造住宅耐震診断者派遣事業による耐震診断結果報告書の写し  
(除却工事に限り、「旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断調査票」及び添付書類も可)
- (4) 建物の登記事項証明書<sup>※1</sup>又は所有者、建築時期等を確認できる書類
- (5) 住民票の写し<sup>※2</sup>
- (6) 市税の完納証明書<sup>※3</sup>
- (7) 図面
  - ・設置予定場所がわかる図面(耐震シェルター等設置の場合)
  - ・位置図、配置図、平面図(除却工事の場合)
- (8) 写真
  - ・設置予定場所の写真(耐震シェルター等設置の場合)
  - ・対象となる住宅の写真(除却工事の場合)
- (9) 補助対象経費が確認できる見積書の写し
- (10) 建物所有者の承諾書(建物が共有名義の場合及び耐震シェルター等設置工事において、申請者と建物所有者が異なる場合)(様式第3号)

### 【証明書交付先】

- ※1 法務局
- ※2 前橋市市民課
- ※3 前橋市市民税課

### 【注意】

工事等の契約者は、申請者本人としてください。

## 2 完了実績報告

- (1) 実績報告書(耐震シェルター等設置・除却工事)(様式第14号)
- (2) 完了を確認できる写真
- (3) 補助対象経費が確認できる領収書等の写し
- (4) 除却に係る契約書の写し(除却工事の場合)
- (5) 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領に係る委任状(様式第17号)  
(代理受領の場合)
- (6) 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領の委任に係る同意書(様式第18号)  
(代理受領の場合)

【代理受領】補助金額分を設計・施工・監理業者が代理で受領し、申請者は、補助金の支給金額分を差し引いて業者に支払う方式です。

## 3 補助金の請求

- (1) 補助金交付請求書(様式第13号)

【注意事項】 その他市長が必要と認める書類の提出をお願いすることがあります。

# 事業実施にあたっての注意事項

## 1 事前に交付申請等の手続きをしてください。

耐震改修の設計又は工事に着手する前に、必ず、事業承認申請又は補助金交付申請の手続きを行ってください。提出いただいた申請書及び添付書類を審査し、要件に適合していることを確認したうえで、通知書を申請者に送付します。

通知前に耐震改修の設計又は工事に着手した場合、補助金を交付できませんので注意してください。

## 2 事業は年度内に完了してください。

耐震改修の設計、工事監理及び工事は、必ず、年度内に完了してください。

令和9年2月末日までに実績報告書を提出いただき、内容を確認したうえで額を確定し、補助金を交付します。

## 3 事業の内容を変更する場合、必ず、市に連絡してください。

交付決定の通知後に事業の内容を変更しようとする場合、変更等の手続きが必要です。変更することが明らかになった時点で、市に連絡してください。

## 4 交付決定を取り消すことがあります。

交付決定後に、不正があったことが判明した場合や工事の内容が設計と異なることが確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。

## 5 リフォーム工事の見積書等は別に作成してください。

耐震改修に関連しないリフォーム工事は、補助の対象になりません。リフォーム工事を併せて行う場合、見積書及び契約書は耐震改修工事と別に作成してください。

## 6 住宅の維持保全に努めてください。

この事業の補助金は、国、県及び市から交付されます。耐震改修を行った住宅の維持保全及び有効活用に努めてください。また、収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え付け、補助事業の終了後5年間保存してください。

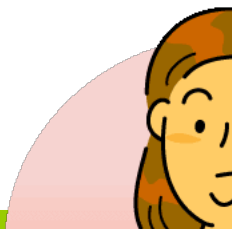
## 7 過去に補助金を受けたことがある方は事前に相談してください。

対象となる住宅について、過去に国・県・市での補助金を受けたことがある場合、補助事業の内容によっては補助金が対象外となることがあります。詳しくは事前にお問い合わせください。

**！ ご注意ください！**

「すぐに工事しないと危険」などと不安をあおり、工事の契約を迫る手口が増えていますので、ご注意ください

お問い合わせ



**前橋市 都市計画部 建築指導課**

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1

電話 027-898-6752

FAX 027-223-8527

ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp>